

# 松戸市立第四中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のよう  
に策定する。

## ○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に当該生徒等との一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害行為である」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題に取り組む。

### 2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

## 第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

校長（総括）、教頭（渉外）、当該学年（記録）、生徒指導主任（調整、指導）

学年主任（指導）、教育相談・不登校支援係（支援）、養護教諭（支援）、スクールカウンセラー（支援）、事案によっては関係機関と連携する。

##### イ 組織の役割

- ① いじめの相談・通報の窓口となる。
- ② 情報の収集と記録、共有のための資料を管理する。
- ③ いじめに対する組織的対応の中心となる。

##### ウ 会議の開催

- ① 学年主任会や生徒指導部会、教育相談部会等での情報交換及び発生した場合の対策を練る。
- ② 緊急の場合は、すぐに実施する。

## (2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### ア 未然防止

#### ① わかる授業の実施

- ・考えさせる授業を展開する。
- ・「できるからやる」学習の推進を図る。

#### ② 道徳教育の充実

- ・法やルールの意義及び遵守を理解させる。
- ・基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・主体的に判断し、適正に行動できる人間を育成する。
- ・道徳映像教材等を活用し「考え、議論する」ことを意識した道徳授業を実践する。

#### ③ 豊かな人間関係づくり

- ・WebQ-U 調査を活用、分析し情報の共有を図る。
- ・「豊かな人間関係作りプログラム」を活用する。

#### ④ 規範意識の育成

- ・ネットによるいじめ防止の啓発を図る。
- ・情報モラルや薬物乱用防止に関する講演会を開催する。(警察関係者の講話等)

#### ⑤ 生徒会活動を中心とした自発的活動

- ・朝のあいさつ運動を実施する。
- ・生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンを実施する。

## ⑥ 教師の人権意識の向上

- ・事例研修会を実施する。
- ・教職員の発言や体罰防止のための理解を深める。

## イ 早期発見

### ① 定期的ないじめアンケート調査

- ・毎月1日にいじめアンケート調査を実施する。
- ・長期休み後に生活アンケートを実施する。
- ・WebQ-U 調査を活用する。(年2回)

### ② 教育相談

- ・適宜、教育相談を実施する。
- ・2学期に生徒との二者面談(教育相談)を実施する。

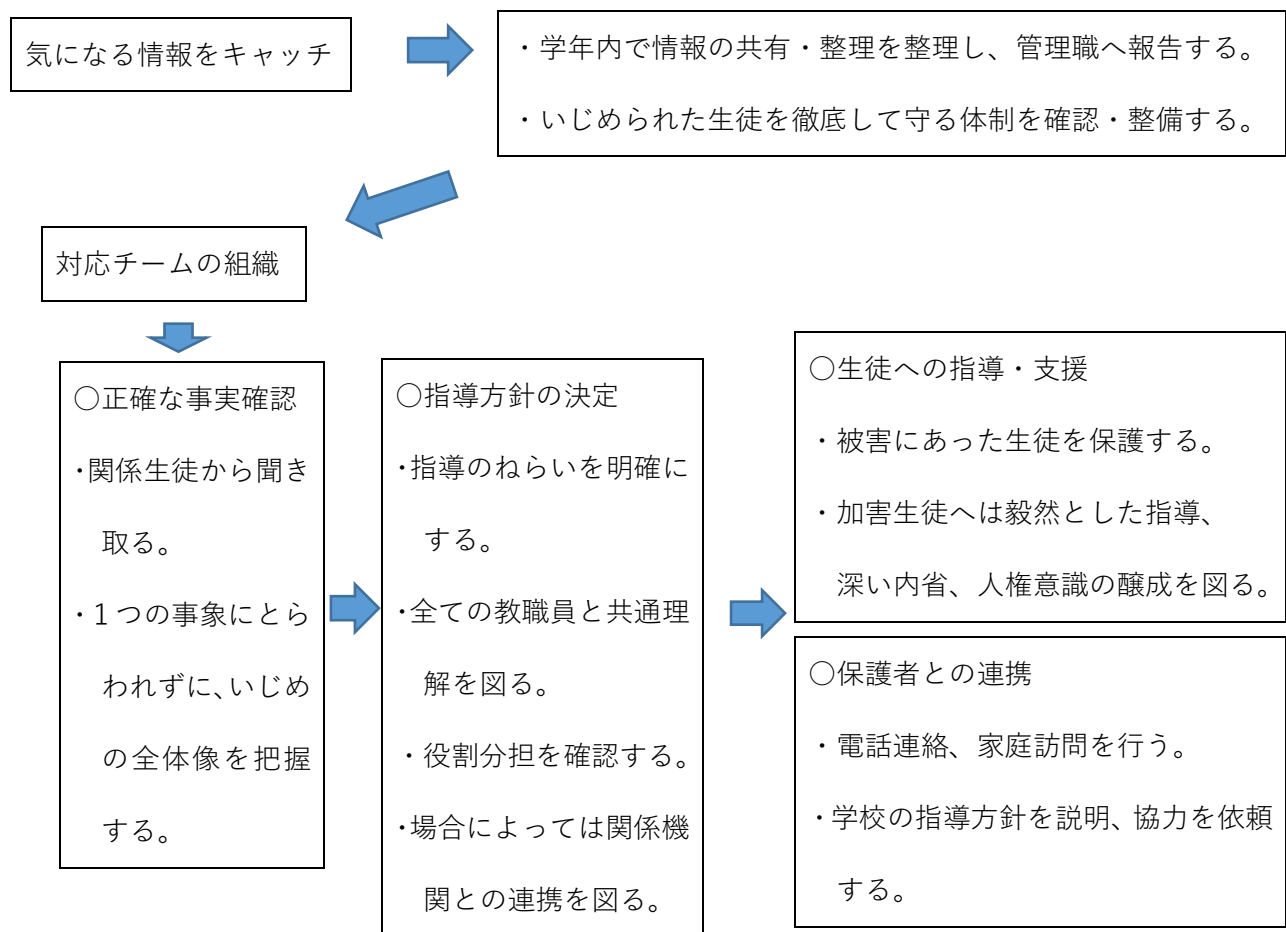
### ③ 生徒観察

- ・学年会での情報交換を行う。
- ・担任と部活動顧問との情報交換を行う。
- ・担任と養護教諭との情報交換を行う。

### ④ 相談窓口の周知

- ・学校の相談窓口担当者を教頭、養護教諭とする。TEL 3 8 7 - 5 3 1 1
- ・いじめ相談カードを配布する。

## ウ 早期対応



### ① 対応チームの発足

- ・「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。
- ・学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように柔軟に構成する。

### ② 正確な事実確認

- ・全体像を把握する。
- ・複数での聞き取りを行う。
- ・通報者には最後まできちんと配慮する。

### ③ 指導方針の決定

- ・全職員の共通理解を図る。

- ・役割分担を確認する。
- ・保護者や関係機関との連携を図る。

④ いじめられた生徒への支援

- ・徹底して守り抜くことを当該生徒と保護者に伝える。
- ・保護者への事実説明、対応についての説明をしっかりと行い、不安な点を聞き取る。
- ・必要があれば、支援を継続していく。

⑤ いじめた生徒への支援

- ・背景を理解し、行為については毅然と指導する。
- ・保護者への事実説明をきちんと行い、共通認識で指導する。
- ・指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止などの措置をとる。

⑥ 観衆、傍観者への指導

- ・学級、学年集団全体の問題として対応する。
- ・絶対に許されない行為であり、根絶に本気で取り組むという姿勢を生徒に示す。

エ 継続支援

① チームによる見守り

- ・いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
- ・教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りをする。

② 定期的な個人面談

- ・いじめ解決から継続的に個人面談を行い、状況を把握する。
- ・スクールカウンセラーによる面談を実施する。

- ・状況によっては、SSW とも面談を行う。
- ・家庭への定期連絡を行う。
- ・生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子を連絡する。
- ・家庭での様子を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

### ③ 進級、進学にともなう引継ぎ

- ・生徒間の人間関係の引き継ぎをきちんと行う。

## オ 家庭、地域等との連携

### ① 家庭との連携

- ・学校の基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- ・いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

### ② 地域との連携

- ・学校基本方針について地域に周知する。また、情報が入りやすいように日頃より連携を図る。

## カ 関係機関との連携

### ① 教育委員会との連携

- ・問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける。
- ・相談連絡が入った場合は、情報提供を求める。
- ・いじめの状況について報告、情報を共有する。

・いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。

・出席停止について協議する。

## ② こども家庭センター、柏児童相談所との連携

・問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける。

・相談連絡が入った場合は、情報提供を求める。

・生活環境に問題がある場合には、情報提供して民生児童委員も含め協力して生活環境の改善を図る。

## ③ 警察との連携

・いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事実に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。

・所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携を図る。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
いじめ電話相談ダイヤル (8:30~19:00)	047-703-0602
松戸市こども家庭センター	047-366-3941

松戸警察署	047-369-0110
松戸東警察署	047-349-0110
東葛少年センター	04-7162-7867
子どもと親のサポートセンター	0120-007-110
柏児童相談所	04-7131-7175

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合である。

【法第28条第1項第1号】（以下、「1号重大事態」という。）

② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合である。

【法第28条第1項第2号】（以下、「2号重大事態」という。）

※上記以外にも、生徒・保護者から申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態の対処

① 対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する。

② 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。

③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・ 1号重大事態は教育委員会等（第三者委員会）が、2号重大事態は学校が調査主体

になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者（弁護士、心理士等）を加えた組織で調査を行う。

- ④ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた（児童）生徒・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った（児童）生徒・保護者にも情報を提供する。
- ⑥ 調査結果を教育委員会児童生徒課へ報告する。

### 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取り組みの点検・評価・公表

#### （1）学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全職員および、保護者、地域住民、関係機関の参画を得ながら基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 学校ホームページで公表する。
- ③ 生徒や保護者および、関係機関にいじめ防止基本方針について説明する。

#### （2）いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。

<年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・年間計画等	事案発生時、緊急対応会議開催  保護者会等による 保護者向け啓発		いじめ防止対策委員会 ・1学期の評価 ・2学期の計画等
未然防止	豊かな人間関係づくり（プログラム等活用）			
早期発見	・人権学習 (いじめ)	・人権学習	・生徒会主催 (いじめ標語大作戦)	・人権学習 (ネット安全教室)
早期発見	・いじめアンケート ・SCとの面談 ・面談	・WEBQ-U 調査及び検 討 (全学年) ・いじめアンケート ・SCとの面談	・いじめアンケート ・SCとの面談	・SCとの面談 ・いじめアンケート ・面談
	8月	9月	10月	11月
職員会議等		事案発生時、緊急対応会議開催		
未然防止	校内研修 「いじめ事例研修」	豊かな人間関係づくり（プログラム等活用）		
早期発見	・気になる家庭への 連絡	・道徳 (生命尊重)  ・休み明け生活アンケ ート ・いじめアンケート ・SCとの面談	・いじめアンケート ・SCとの面談	・いじめアンケート ・WEBQ-U 調査及び検 討  二又は三者面談 教育相談期間 (全学年) ・SCとの面談

	1 2月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 ・ 2学期の評価 ・ 3学期の計画等 ・ 面談	事案発生時、緊急対応会議開催		いじめ防止対策委員会 ・ 本年度のまとめ ・ 来年度の計画等
未然防止	豊かな人間関係づくり（プログラム等活用）			新入生事前指導
早期発見	・ 保護者アンケート ・ SC との面談	・ いじめアンケート ・ SC との面談 ・ 休み明け生活アンケート	・ いじめアンケート ・ SC との面談	・ SC との面談
その他	・ 人権学習 (共生社会)		・ 道徳 (人間愛・感謝)	

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

令和8年4月1日改訂